

議案第14号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年11月28日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細

目（以下この条において「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前																										
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th><th>市町村等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～7 略</td><td></td></tr> <tr> <td>8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</td><td>南部箕輪屋 広域連合</td></tr> <tr> <td>(1) <u>第41条第1項本文</u>の規定による指定居宅サービス事業者の指定</td><td></td></tr> <tr> <td>(2) 略</td><td></td></tr> <tr> <td>(3) <u>介護保険法等の一部を改正する法律</u> <u>（平成17年法律第77号）</u> 第3条の規定による改正後の介護保険法（(12)において「新介護保険法」という。）第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定</td><td></td></tr> <tr> <td>(4) 略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	事 務	市町村等	1～7 略		8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	南部箕輪屋 広域連合	(1) <u>第41条第1項本文</u> の規定による指定居宅サービス事業者の指定		(2) 略		(3) <u>介護保険法等の一部を改正する法律</u> <u>（平成17年法律第77号）</u> 第3条の規定による改正後の介護保険法（(12)において「新介護保険法」という。）第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定		(4) 略		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th><th>市町村等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～7 略</td><td></td></tr> <tr> <td>8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</td><td>南部箕輪屋 広域連合</td></tr> <tr> <td>(1) <u>第41条第1項</u>の規定による指定居宅サービス事業者の指定</td><td></td></tr> <tr> <td>(2) 略</td><td></td></tr> <tr> <td>(3) 略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	事 務	市町村等	1～7 略		8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	南部箕輪屋 広域連合	(1) <u>第41条第1項</u> の規定による指定居宅サービス事業者の指定		(2) 略		(3) 略	
事 務	市町村等																										
1～7 略																											
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	南部箕輪屋 広域連合																										
(1) <u>第41条第1項本文</u> の規定による指定居宅サービス事業者の指定																											
(2) 略																											
(3) <u>介護保険法等の一部を改正する法律</u> <u>（平成17年法律第77号）</u> 第3条の規定による改正後の介護保険法（(12)において「新介護保険法」という。）第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定																											
(4) 略																											
事 務	市町村等																										
1～7 略																											
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	南部箕輪屋 広域連合																										
(1) <u>第41条第1項</u> の規定による指定居宅サービス事業者の指定																											
(2) 略																											
(3) 略																											

(5) 略		(4) 略	
(6) 略		(5) 略	
(7) 略		(6) 略	
(8) 略		(7) 略	
(9) 略		(8) 略	
(10) 略		(9) 略	
(11) 略		(10) 略	
(12) 新介護保険法第115条の9の規定による公示			
8の2～48 略		8の2～48 略	

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下この条において「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在

する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改	正	後	改	正	前
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事	務	市町村等	事	務	市町村等
1～7 略			1～7 略		
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略 (3) 第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	南部箕蚊屋広域連合		8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略 (3) <u>介護保険法等の一部を改正する法律</u> <u>（平成17年法律第77号）第3条の規定による改正後の介護保険法</u> ((12)において「 <u>新介護保険法</u> 」という。) 第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	南部箕蚊屋広域連合	
<u>(4) 第70条の2第1項（第115条の10前段において準用する場合を含む。）の規定による指定の更新</u>			<u>(4)</u> 略		
(5) 略					

- (6) 第76条第1項の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告等の命令及び立入検査
- (7) 第76条の2第1項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告
- (8) 第76条の2第2項の規定による公表
- (9) 第76条の2第3項の規定による指定居宅サービス事業者に対する命令
- (10) 第76条の2第4項の規定による公示
- (11) 第76条の2第5項の規定による通知の受理
- (12) 第77条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し及び効力の停止
- (13) 略
- (14) 第79条の2第1項の規定による指定の更新
- (15) 略
- (16) 第83条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者等に対する報告等の命令及び立入検査
- (17) 第83条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告

- (5) 第76条第1項の規定による指定居宅サービス事業者に対する報告等の命令及び検査
- (6) 第77条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 第83条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する報告等の命令及び検査

- (18) 第83条の2第2項の規定による公表
- (19) 第83条の2第3項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する命令
- (20) 第83条の2第4項の規定による公示
- (21) 第83条の2第5項の規定による通知の受理
- (22) 第84条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し及び効力の停止
- (23) 略
- (24) 第115条の5の規定による指定介護予防サービス事業者の事業所の名称等の変更及び事業の廃止等の届出の受理
- (25) 第115条の6第1項の規定による指定介護予防サービス事業者等に対する報告等の命令及び立入検査
- (26) 第115条の7第1項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告
- (27) 第115条の7第2項の規定による公表
- (28) 第115条の7第3項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する命令
- (29) 第115条の7第4項の規定による公示

- (10) 第84条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し
- (11) 略

(30) 第115条の7第5項の規定による通知
の受理

(31) 第115条の8第1項の規定による指定
介護予防サービス事業者の指定の取消し及
び効力の停止

(32) 第115条の9の規定による公示

8の2～48 略

(12) 新介護保険法第115条の9の規定によ
る公示

8の2～48 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。